

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○平成十五年宮城県告示第二十五号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定

及び臭気指数の規制基準）の一部改正

（環境対策課）

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（NPO活動促進室）

○県営土地改良事業計画の縦覧

（農村振興課）

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

○道路の供用開始

（同）

○廃川敷地等の発生

（河川課）

○土地改良区役員の退任の届出

（大河原地方振興事務所）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（水産業振興課）

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（二件）

四

告 示

○宮城県告示第六十三号

平成十五年宮城県告示第二十五号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「岩沼市」の下に、「登米市、栗原市、東松島市」を加え、同号の図を次の図のとおり改

める。

（「次の図」は省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部環境対策課）、関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 川崎の森を育む家づくりねっと

一 代表者の氏名

小野寺 信

二 主たる事務所の所在地

柴田郡川崎町大字支倉字薄木二十番地二

三 定款に記載された目的

この法人は森林所有者・施業者・製材業者・建築業関係者・消費者その他すべての家づくりにかかわる人々が力を合わせ、山の資源である木を活用して家づくりを行うことを通じて森林環境を整備する事業を行い、森を育み後世まで伝えて行ける環境づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十一年二月十六日

○宮城県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営八宮地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年三月三日から平成二十一年三月三十一日まで
三 縦覧場所
白石市役所

○宮城県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
角田市江尻字江西一六八番地先から 同市江尻字江西一九六番地先まで		前 A	後 A	六・五	九〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
		前 B	後 A	二・七 九・〇	九四・〇	
				六・五	九〇・〇	

○宮城県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間

名取市牛野字境堀一―二番地先から
同市下増田字一反田七番一―地先まで

変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後 A	前 B	前 A	後 A	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
一四・五 二七・八	二・五	一三・三 二六・二	一五・一 一五・五	
			二二九・〇	

○宮城県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亘理線	名取市牛野字境堀一―二番地先から 同市下増田字女ヶ池五九番六地先まで	平成二十一年 三月三日

○宮城県告示第百六十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川名称
 - 一級河川鳴瀬川水系孫沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十一年二月三日
- 三 廃川敷地等の位置
加美郡加美町孫沢字北沢西二十二番、二十三番、二十四番及び二十五番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三百八十八・一七平方メートル

○宮城県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区
 役員の退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十一年三月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年二月二十三日	福地 敏明	刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内二十 六番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百四十キロリットル

2 購入物品の様式等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十一年四月二十日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

5 今後調達が予定される数量及び入札公告時期 七十キロリットル 平成二十一年七月頃

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年三

月二十七日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十一年四月二日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課調整

班（担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四）

2 入札説明書の交付期間 平成二十一年三月三日から平成二十一年四月二日まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年四月二日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十一年四月六日午前九時から平成二十一年四月十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便にて提出すること。なお、入札書は平成二十一年四月八日までの消印のもので、平成二十一年四月十日午後五時までに到達したものに限り。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時及び場所に持参すること。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年四月十三日午前十時 宮城県庁行政舎六階 六一一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七條、第九十八條、第九十三條及び第九十四條の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 140 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 20, 2009, 9: 00 a. m.

3 Place of Delivery : Shin-Miyagimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 10, 2009

5 Contact Person : Koutoku Tamatsu, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2934

○都市計画法(昭和四十三年法律第百四号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年三月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市大代三丁目一番一、十一番二の一部
五十六番の一部、五十七番二の一部及び五十八番
黒川郡大和町鶴巣北目大崎字寺東十一番地の一
八嶋建設株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十九年宮選管告示第百三十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年三月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

全日本不動産政治連盟宮城県本部の平成十八年分収支報告書の要旨の

1 収入・支田の総額中

「(1) 収入総額 3,959,335円」や「(1) 収入総額 3,959,385円」に、

「イ 本年収入額 2,275,516円」や「イ 本年収入額 2,275,566円」に、

「(2) 支出総額 2,085,807円」や「(2) 支出総額 2,229,067円」に改める。

2 収入・支田の区別の

(1) 収入の内訳中

「ウ その他の収入 16円」や「ウ その他の収入 66円」に、

「10万円未満の収入 16円」や「10万円未満の収入 66円」に、

「金 計 2,275,516円」や「金 計 2,275,566円」に、

(2) 支田の内訳中

「イ 政治活動費 1,671,842円」や「イ 政治活動費 1,815,102円」に、

「イ 組織活動費 229,000円」や「イ 組織活動費 363,000円」に、

「(5) その他の総費 332,842円」や「(5) その他の総費 342,102円」に、

「金 計 2,085,807円」や「金 計 2,229,067円」に改める。

○宮選管告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年三月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

全日本不動産政治連盟宮城県本部の平成十九年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額	<u>4,793,813円</u> 」	※「(1) 収入総額	<u>4,650,603円</u> 」	」
「ア 前年繰越額	1,873,528円」	※「ア 前年繰越額	1,730,318円」	」